



この調査は報告（調査票の提出）
の義務があります

この調査は、統計法という法律で基幹統計
調査として承認されています。

統計法では、基幹統計調査の調査対象となつた方に対して、報告の義務を規定し、報告を拒否することや虚偽の報告をすることを禁止しています。また、これらに違反した場合の罰則も規定しています。

本調査の趣旨をご理解いただき、大変お手数ではありますが、調査票の提出をお願いいたします。



調査の内容が、他に知られたり
するようなことはないのでしょうか？

ありません。統計法において、調査票情報等を調査の目的以外のために用いることは禁止されています。そのため調査の内容を、税金の算定や、労働基準法その他の法律に基づく取り締まりなどに用いることは絶対にありません。

なお、小規模な事業所には、統計調査員が伺っておりますが、統計調査員は、知事が任命した公務員です。調べたことについて他にもらすことは、統計法で固く禁じられています。

安心してお答えください。



毎月勤労統計調査「特別調査」キャラクター「とくちゃん」

調査へのご理解とご回答をお願いいたします。

調査についてのご質問がありましたら、各都道府県の統計主管課までお問い合わせください。

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号
福島県企画調整部統計課
電話(024)521-7147

ひとくらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省毎月勤労統計調査担当
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL 03-5253-1111 (調査の実務に関する事) 内線7631,7605
(調査の企画に関する事) 内線7609,7610
毎月勤労統計調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。
トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →
7.雇用 → 毎月勤労統計調査(特別調査) <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>



事業所の皆さんへ
～統計は未来を支えるおくりもの～

毎勤だより

毎月勤労統計調査 特別調査

毎月勤労統計調査特別調査とは？

常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月行っている毎月勤労統計調査(雇用、給与及び労働時間の変動を毎月明らかにする調査)を補うために常用労働者1~4人の事業所を対象に年1回行う調査です。

毎月行っている「毎月勤労統計調査」は、その前身も含めると大正12年から始まり100年以上継続している歴史ある調査です。このうち、特別調査は昭和32年から実施しています。

なお、この調査は国の重要な調査として、統計法に基づく基幹統計調査とされ、調査対象となった事業所に対して、回答の義務に関する規定が設けられており、さらに調査の従事者には秘密保護の義務が課せられている、大切な調査です。

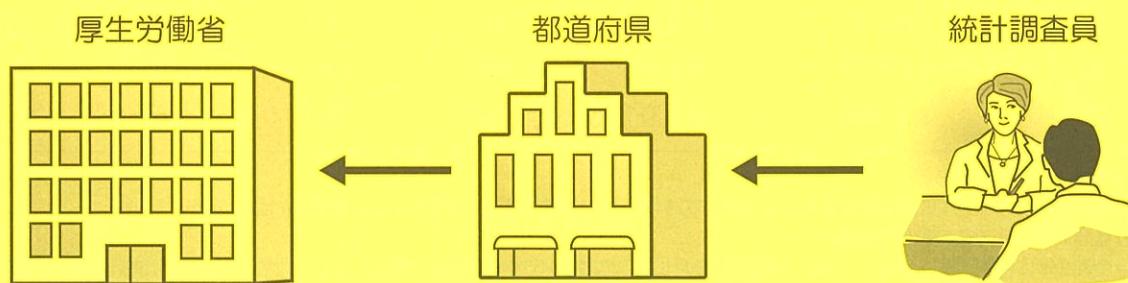
調査対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般公務を除く事業所です。

調査の結果は、国民経済計算(GDP統計)の作成や中小企業施策の企画・立案など、小規模事業所で働く労働者のための諸施策の基礎資料として役立てられています。

調査の方法

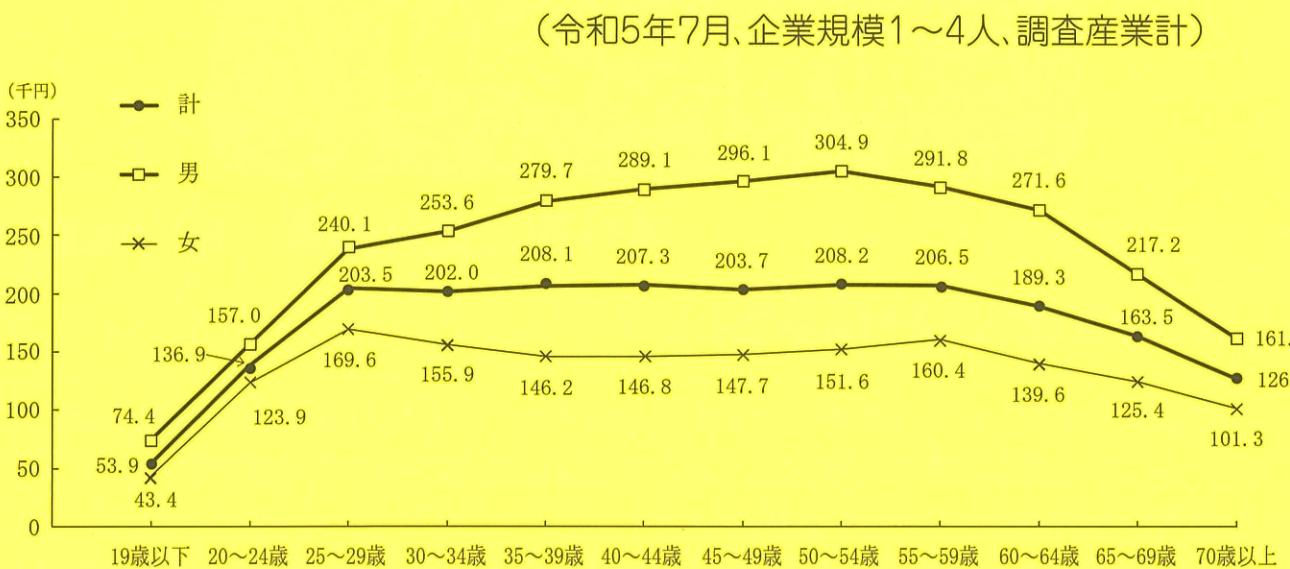
調査に際しては、貴事業所に統計調査員がお伺いします。この統計調査員は、都道府県知事が任命した公務員で、必ず統計調査員証を携帯しています。

調査の流れ



●令和5年毎月勤労統計調査特別調査の結果から●

○性、年齢階級別きまつて支給する現金給与額



○きまつて支給する現金給与額、特別に支払われた現金給与額、出勤日数、通常日1日の実労働時間、勤続年数及び短時間労働者の割合の推移

(事業所規模1~4人、調査産業計)

年	きまつて支給する現金給与額 ¹⁾	特別に支払われた現金給与額 ²⁾	通常日1日の実労働時間 ¹⁾	出勤日数 ¹⁾	勤続年数 ³⁾	短時間労働者の割合 ³⁾
平成25年	190,475	201,808	7.1	20.7	11.2	28.0
26	192,120	208,488	7.1	20.7	11.4	28.5
27	191,269	216,965	7.0	20.4	11.3	29.0
28	195,701	227,206	7.0	20.2	11.6	28.9
29	196,363	227,457	7.0	20.1	11.7	29.2
30	195,476	235,684	7.0	19.9	12.0	30.1
令和元	197,196	247,634	6.9	19.8	12.0	30.9
⁴⁾ 2	-	-	-	-	-	-
3	199,902	253,157	6.8	19.3	12.6	31.3
4	203,079	258,268	6.8	19.2	12.8	31.3
5	203,956	261,317	6.8	19.1	12.6	31.7

注：1)各年7月の数値である。

2)調査年の前年8月1日から調査年7月31日までの1年間分の数値であり、勤続1年以上の者を対象に算出している。

3)各年7月末現在の数値である。

4)令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果によると、事業所規模1~4人のきまつて支給する現金給与額は202,372円、特別に支払われた現金給与額は270,994円、通常1日の実労働時間は6.9時間、出勤日数は19.3日、勤続年数は13.8年、短時間労働者の割合は30.6%となっている。

◎都道府県別きまつて支給する現金給与額、出勤日数、通常日1日の実労働時間

(令和5年7月、事業所規模1~4人、調査産業計)

都道府県	きまつて支給する現金給与額	出勤日数	通常日1日の実労働時間
全 国	203,956	19.1	6.8
北 海 道	209,828	20.2	6.9
青 森 県	181,492	20.7	7.0
岩 手 県	192,930	20.0	6.9
宮 城 県	223,227	19.5	7.2
秋 田 県	183,564	20.0	6.9
山 形 県	189,593	20.4	7.0
福 岐 県	209,829	20.1	7.0
茨 城 県	197,770	19.1	6.9
栃 木 県	192,886	19.5	6.7
群 馬 県	205,519	18.9	6.9
埼 玉 県	224,835	19.5	6.9
千 葉 県	206,916	18.3	6.8
東 神 奈 新 県	229,557	18.3	6.9
京 川 鴨 県	202,215	17.9	6.7
富 山 県	197,193	19.6	6.7
石 川 県	200,274	19.9	6.9
福 山 岸 県	192,988	18.7	6.7
長 野 県	201,700	19.4	6.8
岐 防 県	194,055	19.4	6.9
静 球 県	191,098	19.3	6.6
愛 知 県	209,485	19.4	6.9
三 重 県	210,105	18.7	6.7
滋賀 県	206,385	19.2	6.7
京 都 県	188,888	18.5	6.7
大 阪 県	213,552	18.9	6.8
兵 庫 県	223,577	18.5	6.8
奈 良 県	183,420	18.1	6.5
和 歌 県	185,236	18.4	6.7
鳥 島 県	197,764	19.1	6.7
岡 山 県	185,633	19.8	6.8
岡 山 県	191,096	19.2	6.9
広 島 県	195,532	19.3	6.9
山 口 県	205,745	19.4	6.9
徳 島 県	188,826	18.5	6.8
香 川 県	186,443	19.5	6.9
愛 嬉 県	192,771	19.7	6.8
高 知 県	189,042	19.7	6.8
福 岡 県	184,980	19.9	6.9
佐 賀 県	209,536	19.5	7.0
長 崎 県	185,011	19.5	6.7
熊 本 県	178,336	19.8	6.8
大 分 県	194,687	19.5	7.0
宮 崎 県	177,841	19.0	6.9
鹿 島 県	198,357	19.9	7.0
沖 縄 県	179,787	19.1	6.8
	174,123	19.4	6.9

注：令和5年7月末日の数値である。